

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 博之

1 日時

平成 22 年 7 月 2 日（金曜日）

午前 11 時 3 分開会、午前 11 時 40 分散会

（うち休憩 午前 11 時 11 分～午前 11 時 30 分、午前 11 時 31 分～午前 11 時 39 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、
佐々木大和委員、小野寺研一委員、小西和子委員、斉藤信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、工藤担当書記、猪久保併任書記、泉併任書記

6 一般傍聴者

2 人

7 会議に付した事件

(1) 発議案について

8 議事の内容

○高橋博之委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

きのうの委員会において、高校授業料無償化の運用に関する小西委員からの動議については、当委員会で取り扱いを協議した結果、別途文案を検討した上で、委員会として国に対する意見書を発議し、また、執行部に対して、きのうの委員会における議論を踏まえ、委員長が申し入れを行うこととなりました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、発議案についてを議題といたします。初めに、意見書の文案を検討いたします。きのうの議論を踏まえ、当職において原案を用意しておりますので、事務局に配布させます。

（資料配付）

○高橋博之委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただいている

と思いますが、これについて御意見はありませんか。

○斉藤信委員 私是一行目のところで、公立高等学校授業料無償化の運用に当たっては、この次のところはいらないのではないか。公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点について、こうではなくて、これは高校無償化のいわば法律の趣旨に、制度の趣旨にかんがみて、地方自治体にゆだねることなくと。法律の第1条、目的はこうなっているのです。公立高等学校について授業料を徴収しないこととすると。徴収しないというのが原則なのです。それで、第3条で授業料を徴収しないものとする。

ただし書き事項なのです。それも特別の事由がある場合にはなのです。この特別の事由というのが拡大解釈されて、36ヶ月とか48ヶ月になったわけだから。そしてここでの都道府県間の不一致が起きたわけだから。負担の公平の観点についてというのではなくて、運用にあたってはと書いているわけだから、法律の趣旨とか制度の趣旨にかんがみて、地方自治体にゆだねることなくというほうが正確ではないか。負担の公平の観点ということになると、ただし書きのことを大きく出し過ぎてしまう。ただし書きのことは説明すればいいのだから。私は徴収しないということを原則に国がきちんと制度を整備して欲しいという趣旨のほうがよいのではないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 そのほかは何かありますか。

○中平均委員 細かいことですが、下から4行目のまちまちとなっている状況という表現はもう少し何か——文言は任せますので、まちまちというよりは、対応が統一されていない状況とか、そこら辺は上手な文章表現をされたほうがよろしいと思います。趣旨は十分わかりますので。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 2カ所御指摘をいただきましたが、1カ所目、斉藤委員のほうからありました、確認ですけれども、1行目の無償化の運用に当たっては、法律の趣旨にかんがみ、地方自治体にゆだねることなく国が一律の判断基準をでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 それから2点目、中平委員のほうから指摘のありました、下から4行目、この表現の部分を変える。その2点、修正をいたします。

（「対応が異なる」と呼ぶ者あり）

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま御検討いただきました意見書を今定例会に委員会発議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま御検討いただきました意見書を今定例会に委員会発議することに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

この際、執行部に対する申し入れについて協議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

初めに、申し入れの方法であります、口頭にするか、文書にするかお諮りしたいと思います。このことについて御意見はありませんか。

○小西和子委員 文書での申し入れにしていきたいと思います。

○高橋博之委員長 ただいま小西委員のほうから文書での申し入れにしていきたいという御意見がありました、ほかに御意見はありませんか。

○郷右近浩委員 きのうちもさまざま休憩というような形の中での議論ではありましたが、今回国のほうに意見書というような形になった経緯のなかでも、やはり県教委のほうにはある程度こちらの意思は伝えて、そしてそうした中でいろいろ答弁もこの間の議会の中で、この制度自体どうしていくかという部分についての県教委の考えもわかったところでもありますので、あえて文書というきついような形ではなくて、私は口頭で十分ではないのかなと思っております。

○小西和子委員 法貴教育長は、岩手県だけが特殊で変な運用をしているという課題がもしあらわれたら順次直していきたいと答弁しております。数日後に報道されると思うのですが、ある全国紙が全国で調査した結果、岩手県は徴収している人数からするとワースト3、生徒数で割る比率にするとワースト1ということがはっきりいたしました。これは岩手だけが特殊で変な運用をしているということになりますので、口頭ではなくて、ちゃんと申し入れ書にしていきたい。

○高橋博之委員長 休憩しましょうか。休憩した上で皆さん御意見をどうぞ。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 それでは再開いたします。お諮りいたします。執行部に対し、口頭にて申し入れすることについて御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。執行部に対する申し入れ内容についてであります、休憩して・・・。一回休憩します。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 それでは再開いたします。執行部に対する申し入れの内容についてありますが、先ほど御協議いただいたとおり、一つには制度の見直しと、それからもう一つ

には現在既に徴収されている生徒に対する教育的な配慮を行うこと。この二点についてと
したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 前段で意見書を上げたっていう経緯は書いてよ。

○高橋博之委員長 はい。御異議ありませんね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、申し入れ時期など
詳細につきましては当職に御一任いただきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○斉藤信委員 タイムリーにね。

○高橋博之委員長 本会議終了後に、副委員長と一緒にいきたいと思っていました。

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
今日は、これをもって散会いたします。

【戻る】